

改 正 案	現 行
<p>（用語の定義）            第2条 この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 電波法（昭和25年法律第131号）をいう。</p> <p>(2) 施行規則 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）をいう。</p> <p>(3) 免許規則 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）をいう。</p> <p>(4) 設備規則 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）をいう。</p> <p><u>(5) 電力線搬送通信設備 施行規則第44条第1項第1号に規定する電力線搬送通信設備をいう。</u></p> <p><u>(6) 誘導式通信設備 施行規則第44条第1項第2号に規定する誘導式通信設備（同号(2)に規定する誘導式読み書き通信設備を除く。）をいう。</u></p> <p><u>(7) 実験用電力線搬送通信設備 設備規則第59条第1項ただし書の規定により総務大臣が別に告示する電力線搬送通信設備をいう。</u></p> <p><u>(8) 広帯域電力線搬送通信設備 施行規則第44条第2項第2号に規定する広帯域電力線搬送通信設備をいう。</u></p> <p><u>(9) 屋内広帯域電力線搬送通信設備 施行規則第44条第2項第2号の(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。</u></p> <p><u>(10) 実験用各種設備 施行規則第45条第3号に規定する各種設備</u></p>	<p>（用語の定義）            第2条 （同左）</p> <p>(1) 法 （同左）</p> <p>(2) 施行規則 （同左）</p> <p>(3) 免許規則 （同左）</p> <p>(4) 設備規則 （同左）</p> <p><u>(5) 誘導式通信設備 （同左）</u></p> <p><u>(6) 実験用電力線搬送通信設備 （同左）</u></p> <p><u>(7) 実験用各種設備 （同左）</u></p>

であって、漏えい電界強度の低減技術の検証その他の実験を行うものをいう。

(通信設備関係)

第4条 法第100条第1項第1号の設備は、次の各号に適合するものであること。

(1) (略)

(2) 送信装置は、次の条件に適合するものであること。

ア (略)

イ 周波数等は、次のとおりであること。

(ア) 電力線搬送通信設備又は誘導式通信設備の周波数等は、設備規則第59条の規定に適合するものであり、かつ、既設の通信設備との間に相互に混信のおそれがないものであること。

(イ)～(キ) (略)

(3)～(5) (略)

(6) 屋内広帯域電力線搬送通信設備以外の広帯域電力線搬送通信設備は、別紙1に定める条件に適合するものであること。

(7) 実験用各種設備については、免許規則別表第6号第2注19(2)に定める項目全てが、実験に係る計画書に記載されており、かつ、次の項目が設備規則第64条の2の規定に照らして適切と認められるものであること。

ア～エ (略)

別紙1 (第4条関係) 屋内広帯域電力線搬送通信設備以外の広帯域電力線搬送通信設備の審査基準

1 同一の者が占有する連続した敷地内の他の広帯域電力線搬送通

(通信設備関係)

第4条 法第100条第1項第1号の設備は、次の各号に適合するものであること。

(1) (同左)

(2) (同左)

ア (同左)

イ (同左)

(ア) 電力線搬送通信設備又は誘導式通信設備の周波数は、設備規則第59条の規定に適合するものであり、かつ、既設の通信設備との間に相互に混信のおそれがないものであること。

(イ)～(キ) (同左)

(3)～(5) (同左)

(6) (同左)

信設備と通信するものであること。

2 次に掲げる条件に適合するものであること。

(1) コンセント（家屋の屋外に面する部分に設置されたコンセントであって、屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。）に直接接続される屋外の電力線又はこの電力線の状態と同様の電力線（屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。）を使用し、かつ、屋内の電力線を使用するものであること。

(2) 電力線の片線が接地されていないこと。

(3) 屋外の電力線又はその分岐線に他の分岐線が直列に接続されていないこと、かつ、屋外の電力線の片線又はその分岐線の片線のみスイッチ又は負荷が接続されていないこと。

#### 附 則

この訓令は、平成 29 年〇月〇日から施行する。